吉川市長　中原　恵人　様

2017年度吉川市の施策並びに

予算編成に対する要望書

2016年1１月28日

日本共産党吉川市議団

団 長　 佐藤　清治

小林　昭子

雪田きよみ

遠藤　義法

吉川市２０１７年度予算要望書提出にあたって

日頃の市政運営に敬意を表します。

国政で安倍政権は、社会保障をめぐって医療・介護・生活保護・年金など制度存続を理由に国民に負担を強いる方向で検討しております。

来年4月からは介護保険制度を大きく変え、利用料３割負担導入など高齢者やその家族の生活に大打撃を与えかねない状況に対して市民は将来への不安を募らせています。

平和の問題でも、南スーダンＰＫＯに派兵される自衛隊に「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」などの新任務付与を強行し、11月20日から第一次隊の第１陣が現地に入り、家族のみなさんからの心配な声が報道されています。

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）が国民への十分な情報開示もないまま、米国の次期大統領がビデオメッセージで「ＴＰＰから撤退する」と正式に表明しているなかでも批准を強行しようとしています。吉川の農業や市民の暮らしにとっても大問題です。

地方自治法は、地方自治体の基本を「住民の福祉の増進を図ること」としています。日本共産党市議団が今年も行いました市民アンケートには366通（11月27日現在）が寄せられています。

その中で暮らし向きについての項目では、以前から苦しい12.8％、苦しくなった38.3％、あわせて51.1％が苦しいと回答しています。年金が減らされて大変苦しいとの声が多く寄せられています。

要望書では、このような内容をふまえ、国・県に対しての要望事項も掲載させていただきました。市として強く実現を求めていただくようお願いいたします。

市政運営にあたっては、国のすすめる市民に痛みを強いる政治から市民の命と暮らし、健康を守る施策の実現を図るよう要望致します。

要望については、2017年３月議会の議案発送日に文書による回答をお願いいたします。

1. 平和・民主主義・男女共同参画の市政を

１．市平和事業をさらに充実すること。広島・長崎の平和記念式典に市職員や中学生を含めた市民を派遣すること。

２．ドメステック・バイオレンス等の根絶をはかり、被害者に対して自立支援施設・施策の充実をより一層すすめること。加害者更生の取り組みについて、国・県へ体制の強化を求めること。

３．パワーハラスメント、セクハラについて職員の認識を高める研修の実施、相談体制の充実を図ること。

４．マイナンバー制度について、市民・市内業者に対するリスク・デメリットを全面的に解消すること。

５．横田・入間基地から軍用機訓練飛行を県内上空で行わないよう国・県に求めること。

２．市民のくらし・福祉・健康を守るために

* 国民健康保険・生活保護等について

１．国民健康保険に対する国庫負担金の割合を1984年の水準に計画的に戻すよう国に求めるとともに、県の補助増額を求めること。国の支援金、新型交付金の活用を積極的にはかり、市の一般会計からの繰り入れを増額し、国保税を引き下げること。

２．18歳未満の国保加入者の均等割を引き下げること。

３．国民健康保険の広域化方針を撤回するよう県に求めること。市の繰り入れは引き続き認めること。

４．国保税滞納世帯への強引な差押えはしないこと。短期保険者証、資格証明書の発行はやめること。

５．国民健康保険の「特定健診」「特定保健指導」に係る助成の増額を県に求めること。

６．国に対し、国民健康保険に傷病手当の法定給付を要求し、国の助成を出産育児一時金以外も対象とするよう要求すること。

７．病気の早期発見のため、人間ドックへの補助金制度をただちに設けること。

８．生活困窮者のために市営住宅を建設すること。また民間住宅の借り上げをし、確保すること。

９．生活保護の住宅扶助の縮小見直しを撤回するよう国に求めるとともに、影響の出ないよう支援策を講じること。

10．生活保護制度の老齢加算の復活、夏季加算の創設、吉川市の級地の引き上げを国に要求すること。

11．生活保護制度は国民の権利であることを広く市民に知らせ、保護の対象となる方が保護されない実態をなくすこと。

12．生活保護基準の引き下げに反対し、引き下げになった受給者の生活実態を把握し、支援策を強めること。

13．税金の収納業務は人権や生活実態、将来への生活不安に配慮し、担税能力にみあったきめ細かな対応をすること。

* 介護・高齢者福祉について

１．高齢者が利用しやすい、低料金の多床室型特別養護老人ホーム、老人保健施設を増設すること。

２．介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、訪問介護・通所介護は現状通り介護予防サービス事業者によるサービス提供を基本として実施すること。

３．介護保険国庫負担を4分の1から元の2分の1に戻して保険料・利用料の軽減、安定した介護保険制度にすることを国に求めること。

４．介護保険の調整交付金５％は全額交付することを強く国に求めること。５％に満たない時は市が繰入れをすること。

５．介護保険料・利用料の減免など、生活困窮者、低所得者にたいして市独自施策を継続・拡充させること。

６．介護保険料の滞納未納を理由に給付制限を行わず、市独自の救済制度を設けること。

７．地域包括支援センターの体制の充実を図り、きめ細かな介護予防事業を推進すること。

８．介護報酬の引き上げを国に求めること。

９．介護職員の処遇改善を図り、職員確保に努めること。

10．後期高齢者医療制度は廃止し、老人保健制度に戻すよう国に求めること。75歳以上の高齢者医療費を無料にすることを国に求めること。

11．平成 17年、18年度から行った高齢者福祉サービスの削減を元に戻すこと。（配食サービス、入院見舞金、家賃補助、敬老祝い金制度）

12．外出支援サービス利用の対象者の範囲を広げ、高齢者の外出支援をすすめること。

13．通院介助が出来るヘルパー派遣制度を市の事業として実施すること。

14．紙おむつ支給制度を入院時でも利用できるようにすること。（又は入院時の助成）

15．緊急時の要援護者への安否確認、対応は介護・福祉サービス提供事業者やケアマネージャー、地域住民などと連携し、素早く対応できる体制整備を図ること。

* 障がい者福祉について

１．養護学校卒業生、中途障がい者への訓練等、支援の充実を図ること。 また就労機会の拡充へ向け実態調査を行うとともに、市内外の訓練所との連携を図る等取組を強めること。

２．フレンドパークの拡充をはかること。

３．障がい者の法定雇用率（民間、公共団体）の厳守を指導し、就労環境の整備を進めること。

４．グループホーム、ケアホームのニーズ調査を実施し、市として精神、知的、身体障害者施設の市内整備を早急にすすめること。

５．職員人材確保のため福祉施設への補助の拡充を国・ 県に求め、市独自の支援策を拡充すること。

６．障がい者（児）の外出支援の拡充、充実を図ること。

７．（障がい者のため）庁舎など公的施設への通訳配置など情報格差を是正する為の施策を積極的に進めること。

* 子育て支援について

１．保育所の改築・増設をはかるため一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるよう国に求めること。

２．入所希望者が保育所に入所できるようさらに認可保育所を増設すること。

３．民間に働く保育士の処遇を公立並みとするため市の独自補助を拡充し、民間保育園の保育士確保困難を解消すること。

４．第１・第２保育所を民間委託しないこと。経験を積んだ保育士と若い保育士のバランス良い配置ができるよう、若い保育士の正規職員採用を積極的に行なうこと。

５．第２保育所は建替えを早期に行い定員増を図ること。

６．障がい児保育の拡充を図ること。 子ども発達支援センターの拡充・充実を図ること。

７．土曜日の保育時間を公立保育所でも午後７時まで行うこと。

８．子ども医療費無料制度は、国の制度として実施するよう国に求めること。市は対象者を18歳まで拡充すること。

９．子ども医療費無料化は、県内どこで受診しても現物給付とするよう県や関係機関に求めること。

10．子ども医療費の窓口払い制度などを実施している自治体へのペナルティーをやめるよう国に求めること。

11．各中学校区に児童館をつくること。

12． 非婚の母親に寡婦控除(所得控除)の見なし適用をすること。

13．児童手当の財源は、国が責任をもつことを求めること。

14．貧困の連鎖をたちきるために、調査した子どもの実態を公表し、適切な貧困解消の施策をすすめること。

* 地域医療、保健充実のために

１．国に対し医師、看護師を計画的に増員するため県内公立大学に医学部を設置するよう国・県に求めること。

２．救急搬送のより一層の迅速化をはかること。

３．重度心身障がい者医療費支給は65歳以上で新たに認定される方の医療費支給を元に戻すことを県に要望すること。市は独自に助成を行うこと。

４．「出産一時金の」範囲で出産できる施設の整備をはかること。市民の健康と医療向上のために産科のある総合病院を誘致すること。

５．新生児聴覚検査の費用助成制度を設けること。

６．保健・予防事業を強化し、健診の自己負担を軽減すること。

７．個別健康診査補助を近隣医療機関でも対象とすること。

８．住民税非課税の入院患者が負担軽減されていない人をなくすこと。

９．子どものインフルエンザワクチン接種に対する補助増額とあわせ補助対象を１回から２回にすること。

10．乳がん検診を30歳から対象に実施すること。マンモグラフィとあわせエコー検査を実施すること。

３．生活基盤整備について

１．公共交通網を充実するためバス・タクシー事業者、住民、行政で公共交通会議をつくり事業を具体化、実施すること。

２．茨城急行バス、メート―観光バスを増発するよう求めること。

３．吉川駅の始発からの無人化をなくすようＪＲに求めること。

４．ＪＲ武蔵野線下り最終電車の延長を求めること。

５．きよみ野発越谷市立病院経由越谷駅行バスを復活するよう要望すること。

６．おあしす発、老人センター経由吉川駅行バスの土日、祝日午前５時台を増発するよう要望すること。

７．旭小学校区、三輪野江小学校区に公園をつくること。

８．県道葛飾吉川松伏線の振動・騒音、大気汚染解消等の対策を講じること。市役所～吉川駅間の大型車規制を県に求めること。中央病院付近の歩道を整備し安全対策を講じること。

９．３－３－４(三郷―吉川線)号線の道路拡幅計画・実施を県道川藤野田線までの延伸を県に強く求めること。舗装の全面改修を早急に実施すること。

10．関会野谷線の車両通行による振動・騒音などのため速度制限、大型車通行止め、または重量制限を講じること。

11．開通した県道、葛飾吉川松伏線 バイパスの振動の実態調査と対策を講じるよう県に求めること。

12．駅南、美南地区の調整池及び下流の雑草対策を県に求めること。市、県の雑草刈取回数を増やし市内美化、安全をはかること。

13．道路舗装、補修費、排水路の整備と清掃費などの予算は市民要望に充分応えるものに増額すること。

14．歩道はインターロッキング敷きをやめること。歩車道の段差をなくし、バリアフリー化すること。

15．大場川、第二大場川の早期改修を県に要望すること。

16．道路路面上の消えかかっている白線表示を直すこと。

17．自転車道と歩道を分離し、安全確保を図ること。

４．安全で快適な市民生活をすすめるために

* 放射線対策について

１．市が責任を持って、市民の農産物や食料品の放射線量測定をできるようにすること。住民からの検査依頼にも対応できるようにすること。

２．子どもを対象とした甲状腺エコー検査の費用助成を実施すること。

３．放射線汚染残土の最終処分を実施するよう国に求めること。

* 防災対策について

１．災害時要支援者の個別避難計画をつくると同時に定期的な確認、避難訓練を行うこと。

２．市内のすべての橋梁の修繕を計画的にすすめること。

３．市内公共施設の耐震診断を早期に行い、補強工事を計画的に実施すること。

４．公共施設マネジメントの取り組みについては、「はじめに抑制目標ありき」ではなく、市民のくらしや福祉、子育て、文化やスポーツ活動をより前進させることを優先させること。

５．木造住宅の耐震補強工事に対する補助は受けやすく改善すること。雨もりや土台の腐食などの家の耐久性に関する部分の補修も対象とすること。住宅密集市街地の防災対策を計画に沿ってすすめること。 集合住宅についても対策を講じること。

６．消防の広域化は行わないこと。

７．中川堤防の管理を的確に行い治水対策を講じるよう国に求めること。

* 市民生活について

１．資材置き場の実態調査を行うこと。騒音、道路水路への影響、粉じん、光公害、早朝、夜の始動の迷惑等市民生活への環境改善に努めること。

２．資材置き場設置条例を早期に制定し、調整地域での無秩序な乱立を防ぐこと。

３．太陽光発電設置の補助額を増額すること。

４．可燃ごみ収集は有料化しないこと。

５．可燃ごみ収集車の台数を増やして、回収時間を早めること。

６．東埼玉資源環境組合の各自治体負担割合の見直しをはかること。

７．防犯灯を増設すること。基準を見直すこと。

８．桜並木を観光資源として生かすためにも、木売り落としの悪臭対策、浄化対策をさらに強化すること。

1. 大場川、西大場川の浄化対策を実施すること。

10．降雨時の道路冠水を防ぐための排水路の整備、清掃の強化をはかること。

11．中川台、高久ポンプ場のポンプを増設すること。木売り落としを活用した貯留施設の整備は、浄化対策と合わせて早急に整備すること。

12．排水路清掃要綱を見直し、市が責任をもって実施すること。市民が協力して行う側溝清掃については、市の支援を更に強化すること。

13．新きぼりの改修を早期に進めること。水質改善を行い、三郷境堰の開放を行うこと。

14．都市計画税を軽減すること。

５．産業振興と地域経済の活性化のために

* 産業振興について

１．地域経済の活性化促進のために小規模基本法を生かした小規模企業振興条例をつくること。

２．住宅リフォーム助成制度の補助総額を増やし、市民要望に応えられるようにすること。国の住宅政策がリフォーム助成制度への支援となるよう求めること。

３．日本農業に壊滅的打撃となるばかりでなく、医療や労働など生活のあらゆる分野に深刻な影響を及ぼすТＰＰ(環太平洋連携協定)への参加に反対するよう国に求めること。農業の振興と食料自給率の向上を図り、食料の安全性の確保を国に要求すること。

４．地産地消をすすめる産業振興施策を具体化しすすめること。

５．特産品について市の施策をすすめ産業振興の名にふさわしい取り組みとすること。（ナマズ、花菖蒲、ネギ等）

６．農機具の貸付額を増額し、90万円以下でも貸付対象とすること。

７．市議会でも請願を採択、意見書を送付した、経費として認めない所得税法第56条を廃止し、白色専従者の給与として認めるよう国に働きかけること。

* 労働・雇用対策について

１．国に対し、公契約法の制定を求めるとともに、市は市公契約条例を策定し、市発注の公共工事、公共サービスに関して適正な賃金が払われるようにすること。

２．青年・新卒者の正規労働者としての就労支援を行い、雇用の確保に努めること。

３．派遣労働者が正規労働者になれるよう労働者派遣法の改正を国に求めること。

４．最低賃金の時給を千円に引き上げるために市は率先して役割を果たすこと。

５．低賃金や不安定雇用を拡大する公務労働の非正規化をやめること。

６．教育の充実を

１．憲法に基づいた教育を推進すること。

２．美南小学校のマンモス校対策を早期に実施すること。

３．学校教育で、日の丸、君が代については、内心の自由を尊重し強要はしないこと。

４．全国一斉学力テストには参加しないこと。

５．学校給食費は生活の実態に応じて必要な免除措置を講じること。地産地消で地元の食材を使う割合を増やすこと。

６．少人数学級の実施を国に要望するとともに、市として拡充をはかること。

７．学校配分予算を増額し、保護者負担の軽減、解消に努めること。

８．給付型奨学金制度の創設を国に求めること。

９．生活保護基準の引き上げにより援助の対象外となる世帯がでない様、市として対応するとともに、就学援助基準を引き上げること。

10．入学準備金は入学時に間に合う様に支給すること。

11．保護者の負担軽減となるよう就園奨励費の支給額を増額すること。

12．国庫補助金の交付要綱改正の趣旨を踏まえ、PＴＡ会費とともに、クラブ活動費の補助を行うこと。

13．学校図書室に専任の司書を配置すること。

14．小中学校のすべての教室に早急にエアコンを設置すること。

15．小中学校、公共施設のトイレの洋式化を行うこと。

16．中央中学校に自閉症及び情緒障がいの特別支援学級を設置すること。特別支援学級が複数になった場合、教員を加配すること。

17．正規の教職員の配置を増やすことを県に求めること。

７．財政の確立、地方自治の拡充をすすめる

１．地方交付税交付金は、経済・財政再生計画による削減に反対し、地方分権に伴う財源の確保を国に求めること。

２．社会保障や教育関連の最低基準を堅持し、その財源は国が責任持つよう求めること。

３．高齢者等自然増に伴う諸制度の歳出額を確保するよう国に求めること。

４．税収の確保は、大企業の法人税減税を中止し、応能負担を原則にするよう国に求めること。

５．外形標準課税の拡大は行わないよう国に求めること。

６．消費税10％の増税は中止するよう国に求めること。